

～ 移住世帯に最大100万円支援します～

政策目的

松川村移住・定住促進補助金 【平成29年度当初予算 10,000千円】

村の優れた自然環境と快適な生活空間を活かし、新たに松川村へ移住する方にとっても、村民にとっても『住んでみたい、住んでよかった松川村』を実感いただくため、村の人口を再度10,000人にする施策を重点的に実施します。

若者を中心とした村外からの移住促進と、現在村に住んでいる方の定住促進を図るため、村内に移住及び定住する方の住宅の取得にかかる費用を平成29年4月1日から支援します。

制度概要

●対象世帯 新たに住宅を取得し、松川村に居住する方（自治組合に加入）
新築住宅等に 2名以上 で住む方
補助金申請時の年齢が 45歳以下 の方

●補助対象 居住の用に供する部分の延べ床面積が50㎡を超え、かつ、全体の1/2以上
 >新築住宅 平成29年4月1日以降新たに土地を購入し、かつ、建築確認を受けたもので、自己の居住に供する建物
 土地及び建物の取得費用が1,000万円以上のもの
 >中古住宅 平成29年4月1日以降に売買契約を締結した土地及び建物 ※耐震基準を満たすもの
 土地及び建物の取得に要する費用が500万円以上のもの



●補助金額	転入者の場合	新築住宅	100万円	中古住宅	50万円	※補助金の交付は同一世帯に1回限り
	村内転居の場合	新築住宅	70万円	中古住宅	30万円	

※転入者は、平成29年4月1日以降に松川村へ移住した方で、過去5年間に松川村に住所がない方
 ※過去5年間に松川村に住所があった方は、村内転居の場合とします



住宅の新築 完成・登記

申請書の提出

補助金の交付

松川村に居住（自治組合に加入）

住宅の購入 契約・登記

補助金の
交付決定

※5年以内に世帯全員が転出・転居等
した場合は、補助金の全額を返還